

特定非営利活動法人 WE21 ジャパン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人WE21 ジャパンという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地球環境を保全するため、資源のリユース・リサイクルを推進するとともに、アジア等における環境破壊、抑圧、性差別、戦禍、飢餓、貧困などにより生存生活の困難にさらされている人々に対して、生活及び自主的活動に関する物的・技術的支援と助成を行うことで、アジア各地域の人々の生活の向上と自立に寄与するとともに、市民の環境、人権、平和、協力等に関する国際的な意識の自覚を図ることを目的とする。

(特定非営利活動促進法上の活動の種類)

第4条 この法人が行う活動は、特定非営利活動促進法が定める次の種類のものである。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 社会を変えるための市民力を高める活動（調査・政策提言活動、社会教育などの事業）
- (2) 資源のリユース・リサイクルを推進する環境事業
- (3) アジアの市民の力を高める民際協力事業
- (4) 市民発の情報機能を高める事業及び、(1), (2), (3), に関する広報活動
- (5) その他、第3条の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条

この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の運営に参加できる個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人を賛助する目的で入会する個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、この法人が別に定める入会申込書を提出して申し込むものとし、理事長が承認する。ただし、理事長は、とくに正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別にさだめる会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 会員に次の事情が生じたときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第11条 正会員が、この定款に違反し、法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、除名することができる。ただしこの場合、その正会員に、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類と定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事8人以上15人以下
- (2) 監事2人

2 理事のうち、理事長1人及び副理事長1人を置く。

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告するこ

と。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(職員)

第17条

この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は理事長が任命する。ただし、任命に際しては、期間、仕事の範囲、勤務時間、処遇などの基本的な事項について、あらかじめ理事会の意見を聞かなければならない。

3 職員は、その仕事、自己の処遇、この法人の運営のあり方等について意見のあるときは理事会に出席し、又は文書をもって理事会又は監事に対して、苦情を申し立て、又は意見を述べることができる。ただし理事会又は監事は、可能な限り速やかに、その苦情又は意見に対して回答しなければならない。

4 理事長は職員を解任することができる。ただし、任期中の解任の場合は、解任に先だって理事会の意見を聞かなければならない。

第5章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び(削除：収支)活動予算に関する事項

- (5) 事業報告及び（削除：収支）決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項
（開催）

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回、年度開始 3 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 22 条 総会は、理事長が招集する。ただし、第 14 条第 4 項第 4 号の規定による臨時総会は監事が招集する。

2 理事長は、臨時総会開催の請求があったときは、請求の日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、理事長又は監事は、総会を開催する日時、開催の場所、目的となる事項を明示する議題を記載した開催通知を、必要と判断される資料、欠席正会員が表決に参加するために必要な書類とともに、書面または電磁的方法をもって、少なくとも会議開催の 5 日前までに正会員に通知しなければならない。

（議長）

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 24 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ正会員に通知した事項に限られるものとする。

2 総会の議事は、この定款で別段の定めがあるものを除いて、出席正会員（議長を含む）の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 26 条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 総会に出席できない正会員は、通知された議案について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により議決に参加した正会員は、第 24 条（定足数）、第 25 条（議決）については総会に出席したものとみなす。ただし、総会の議事録を作成する際には、出席者数及び議決参加者数の表決において、書面等表決又は代理表決をした正会員の数が明らかになるようにしなければならない。

（議事録）

第 27 条 総会の議事については、議事録を作成し、議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 29 条 理事会は、総会の決定に基づき、日常の執行方針を議決し、その実現を図る。

(開催)

第 30 条 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事又は監事から理事会開催の請求があったときは、請求の日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときには、理事長は、理事会を開催する日時、開催の場所、目的となる事項を明示する議題を記載した開催通知を、必要と判断される資料、欠席理事が書面等による表決に参加するために必要な書類とともに、書面または電磁的方法をもって、少なくとも会議開催の 5 日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長又は副理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 33 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 31 条第 3 項の規定によってあらかじめ理事に通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事（議長を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会に出席できない理事は、通知された議案の各々について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により議決に参加した理事は、第 33 条（定足数）、第 34 条（議決）については理事会に出席したものとみなす。なお、理事会の議事録を作成する際には、出席理事数及び議決参加理事数の表記において、書面等表決をした理事の数が明らかになるようにしなければならない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 38 条 この法人の資産は、理事長が管理し、この方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度の開始時点までに当該年度の予算が成立していないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、当該年度の予算が成立した場合には、その予算に基づく収益費用とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 44 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会で借入限度額を決定しなければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 45 条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(解散)

第 46 条 この法人は、次の場合に解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 総会の決議によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。（残余財産の帰属）

第 47 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、この法人の趣旨と同じくする他の特定非営利活動法人に帰属するものとする。

（合併）

第 48 条 他の法人との合併を行うには、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を必要とする。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 49 条 この法人の公告は、事務所所在地の掲示場に掲示して行い、あわせて、官報に掲載する。

第 10 章 雑則

（細則）

第 50 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事	郡司眞弓
理事	重田裕子
理事	高橋桃代
理事	中野聰恭
理事	又木京子
理事	宮川郁美
理事	八木はるみ
理事	山崎由喜子

監事 江橋崇

監事 芝宮清美

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2000 年の 6 月 30 日までする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 40 条の規定にかかわらず、設立総会の定める

ところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から 2000 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

社員 年会費 10000 円

付 則

この定款は、2000 年 6 月 24 日から施行する。

付 則

この定款は、2002 年 9 月 17 日から施行する。

付 則

この定款は、2005 年 10 月 31 日から施行する。

付 則

この定款は、2009 年 8 月 31 日から施行する。

付 則

この定款は、2010 年 2 月 10 日から施行する。

付 則

この定款は、2014 年 3 月 12 日から施行する。